

第十四号議案

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

江戸川区公共溝渠管理条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第五条ただし書中「区長において」を「区長が」に改める。

第九条第三項中「百円を」を「、百円を」に改める。

第十一条第一号中「とき」を「場合」に改め、同条第二号中「とき」を「場合」に改め、同条第三号中「ときその他区長が必要と認めるとき」を「場合」に改める。

第十三条中「使用期間の」を「、使用期間の」に改める。

第十八条中「区長において」を「区長は、」に改める。

第十九条第一号中「とき」を「場合」に改め、同条第二号中「とき、」を「場合」に、「とき」を「場合」に改め、同条第三号中「とき」を「場合」に改める。

第二十条第一号から第五号までの規定中「とき」を「場合」に改め、同条第六号中「、排水」を「又は排水」に、「とき」を「場合」に改め、同条第七号中「とき」を「場合」に改める。

第二十三条中「全て」を「、全て」に改める。

第二十六条第一項中「区職員」を「江戸川区職員（以下「区職員」という。）」

に改め、同条第二項中「職員」を「区職員」に改める。

第二十七条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「第二十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

別表公共溝渠使用料の表第一種の項中「三六〇円」を「四一〇円」に改め、同表第二種の項中「一五〇円」を「一七〇円」に改め、同表第三種の項中「五一〇円」を「五九〇円」に改め、同表第四種の項中「、鉄塔」を「又は鉄塔」に、「五一〇円」を「五九〇円」に改め、同表第五種の項中「五一〇円」を「五九〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた使用及び施行日前に許可を受けた使用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る使用について適用する。

(説明)

額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。